

特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十(十)

Ⅰ 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書									
利益の分配の額の計算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	社 債 的 受 益 権 に 係 る 受 益 証 券 の 発 行 を し て い る 場 合 の 調 整	社債的受益権の元本の当期末残高	17	円	令六・四・一以後終了事業年度分	
	超 過 分 配 額	2							
	利 益 の 分 配 の 額 (1) - (2)	3			$(17) \times \frac{5}{100}$	18			
	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	4			期 首 利 益 積 立 金 額 (別表五(一)「31の①」)	19			
	前 期 繰 越 損 失 の 額	5							
	減 損 損 失 の 額	6			$(18) - (19)$	20			
	$(6) \times \frac{70}{100}$	7							
	差 引 計 (4) - (5) - (7)	8			当 期 に 償 還 し た 社 債 的 受 益 権 の 元 本 の 額 の 合 計 額	21			
	(8) (社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合には、 $(8) - (26)$) (マイナスの場合は0)	9			特 定 譲 渡 等 に よ り 調 達 さ れ た 資 金 の う ち 社 債 的 受 益 権 の 元 本 の 償 還 に 充 て ら れ た 金 額	22			
	超 過 分 配 額 (2)	10							
	超 過 分 配 事 業 年 度 後 に (10) に 充 て ら れ た 金 額	11			$(21) - (22)$	23			
	分 配 可 能 利 益 の 額 (9) + (10) - (11) (マイナスの場合は0)	12			損 金 の 額 に 算 入 さ れ る 減 価 償 却 費 の 額	24			
	$(12) \times \frac{90}{100}$	13							
	(1) が (13) を 超 え る 場 合 の (3) の 額	14			$(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25			
	所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	15			社 債 的 受 益 権 に 係 る 受 益 証 券 の 発 行 を し て い る 場 合 の 調 整 額 (20) + (25) × 2	26			
	利 益 の 分 配 の 額 の う ち 当 期 の 損 金 の 額 に 算 入 す る 金 額 ((14) と (15) の う ち 少 な い 金 額)	16							

Ⅱ 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総 分 配 額	27	円	分 配 可 能 収 益 の 額 の 計 算	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	34	円		
	超 過 分 配 額	28			期 首 欠 損 金 の 額	35			
	収 益 の 分 配 の 額 (27) - (28)	29			減 損 損 失 の 額	36			
	(27) (41)	30			$(36) \times \frac{70}{100}$	37			
	(30) が $\frac{90}{100}$ を 超 え る 場 合 の (29) の 額	31			分 配 可 能 収 益 額 (34) - (35) - (37) (マイナスの場合は0)	38			
	所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	32			超 過 分 配 額 (28)	39			
	収 益 の 分 配 の 額 の う ち 当 期 の 損 金 の 額 に 算 入 す る 金 額 ((31) と (32) の う ち 少 な い 金 額)	33			超 過 分 配 事 業 年 度 後 に (39) に 充 て ら れ た 金 額	40			
					分 配 可 能 収 益 の 額 (38) + (39) - (40)	41			